

< 請願について >

宮木 健議員（平明の会）

請願第3号に反対。「慎重審議を求める意見書」という記載の仕方であれば、どのような内容の案件でも当てはめることができってしまう。

この請願については、国の根幹に関わる重要な事と考えている。国会においても大幅な会期延長を行っている中、意見書を提出するに当たり、鈴鹿市議会としても慎重に行う必要がある。

よって、現在国会で審議されている内容や意見などを一面的に全てを否定的に捉えずに、法案の内容について市民の理解を求める努力や、多面的な要素を十分に取り入れた、慎重審議を求める意見書にしてはどうか。鈴鹿市議会が何をどう発信するか、議員それぞれが議論を尽くし、議会が自信をもって発信できる内容としたいがため、この請願に反対する。

大窪 博議員（リベラル鈴鹿）

請願第2号に賛成。この請願は、年金積立金の安全かつ確実な運用を求めている。今、政府の「日本再興戦略」において、公的年金の資産運用構成割合を変更し、リスク性資産割合（国内株式、外国株式、外国債券）を高める方向で進められている。そういった中、年金積立金が毀損したとしても、厚生労働大臣やGPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）が責任をとるわけでもなく、被害を被るのは、被保険者や受給者である。年金積立金の安全かつ確実な運用を堅持するためには、保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制の必要性を目指しているこの請願は、十分に理解ができ賛成する。

森川ヤスエ議員（日本共産党）

請願第2号および請願第3号に賛成。請願第2号について、年金は高齢者の生活を支える収入源であり、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきであり、株取引のような不安定要素の大きい運用は行うべきではない。

請願第3号について、今回の平和安全法制として提案された一連の法案は、昨年7月1日に閣議決定された集団的自衛権の行使をするための法的整備を行おうとするものである。日本共産党は集団的自衛権の行使そのものを憲法第9条に違反するものであるとの認識を持っている。戦争する国に日本をしてはいけない。平和憲法第9条を解釈で変更させてはならない。

森田英治議員（リベラル鈴鹿）

請願第3号に賛成。この法案については、新聞やテレビでいろいろと報道されているが、その中で重視すべき内容が2点ある。1つ目は、憲法を審査する最上位の審査機関である衆議院憲法審査会に呼ばれた3人の憲法学者全員が「憲法違反」と指摘したことであり、2つ目は、衆議院平和安全法制特別委員会で意見を述べた2人の歴代内閣法制局長官も法案の内容を批判したことである。憲法は、首相をはじめとする国家権力を厳格に拘束するもの。憲法は、国民の権利を守るために、国家権力を制限することが、もっとも大切な役割であり、国民のための法律で、立憲主義の根本である。国民がこの法案の内容を理解し納得できるように、今国会中の成立に拘ることなく、慎重な審議を求める請願書に賛成する。

中西大輔議員（鈴鹿の風）

請願第2号に賛成。安全かつ確実な運用について、昨年11月に基本ポートフォリオを変更し株式比率を上げたことはリスクが高い。今年1月、リーマンショック時と比較して損失額を算定したところ、それまでの運用は約9兆円のマイナスであったが、現在の運用比率では約24兆円のマイナスと出ている。若い世代も含め大きな課題であり、リスクを最小限に抑えるべきである。

GPIFのガバナンス体制について、他国では運用主体がリスクなども踏まえ運用を行っている一方で、GPIFの運用は外部に委託しているもので、被保険者の意思が反映されるようなガバナンスを構築することが必要である。